

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会

定款

2011年11月 5日作成

2011年12月 6日認証

2012年 1月 4日設立

2017年 9月16日改定

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本くすりと糖尿病学会と称し、英文ではJapan Pharmaceutical and Diabetes Society と表記する。その略称をJPDSとする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、薬剤師による糖尿病療養指導に関する理論・技術の研究、糖尿病の薬物療法の推進と充実、さらにその研究の進歩発展を図り、もって国民の健康と福祉に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) セミナーや研修会などの開催
- (3) 糖尿病薬学に関する調査・研究事業
- (4) 機関誌その他刊行物の発行事業
- (5) 糖尿病領域に専門性を有する薬剤師の育成事業
- (6) 国内外の関係団体との連携に関する事業、及び連携構築などに関わる調整事業
- (7) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をし、所定の届出書を事務局に提出するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は開催の1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 会員

(種別)

第17条 当法人に社員のほか次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した個人。
- (2) 特別会員 医療医薬などの学術において発展に功績のあった者、若しくは当法人で功績のあった者で理事会で推薦・承認された個人。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するために、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、賛助会員年会費を納入した個人・企業又は団体。

2 会員に関する年会費等の各種会費は、理事会で立案・承認を得て決定する。

3 年会費は事務局より送る請求書に従い納入するものとする。

4 会員は次の場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (3) その他、当法人規則に違反し、あるいは当法人の名誉及び信用を著しく傷つけ理事会で除名の決議がなされたとき。

第5章 役員

(員数)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事長及び副理事長の選定)

第21条 当法人は、理事の互選により、理事長1名を置く。

- 2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長の補佐役として理事の互選により副理事長を2名置くことができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。
- 4 理事長、副理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(決議)

第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合に

において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会は、定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決を行うことができる。

4 前項の規定において、理事会が電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、理事の過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(理事及び監事の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって決める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 当法人は、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。
- 6 その他顧問及び相談役に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経たあと、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第8章 雑則

(規定等)

第36条 本定款に定めるもののほか当法人の運営上必要な事項は、一般法人法その他の法令に従い、

理事会の決議により理事長が別に定めるものとする。

(残余財産の帰属等)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から、2012年12月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第39条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次の通りである。

設立時理事	朝倉 俊成	厚田幸一郎	阿部 和史	家入 一郎
	伊藤 清美	大木 一正	金丸 良雄	佐竹 正子
	篠原久仁子	清水 淳一	辻本 勉	二神幸次郎
	森下真莉子			
設立時代表理事	厚田幸一郎			
設立時監事	虎石 顕一			

(設立時社員の氏名、住所)

第40条 設立時社員の氏名、住所は次の通りである。

(住所)

(氏名)厚田幸一郎

(住所)

(氏名)朝倉 俊成

(住所)

(氏名)佐竹 正子

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上